

トピックス

- 金誠同達の五大業務分野、『商法』の卓越した一法律事務所大賞を獲得
- 金誠同達 2020 年度第一回高級パートナー会議、円満に開催

法令速報

- 「オンラインデータ安全標準体系構築ガイドライン」(意見募集稿)に対する意見募集
- 「『新エネルギー自動車の生産企業と製品の参入管理規定』の改正に関する工業情報化部の決定」に対する意見の募集
- 上海における外資を利用する業務の更なる遂行に向けた 24 項の措置の公布
- 新たに改正された「薬品登録管理弁法」と「薬品生産監督管理弁法」、7月より施行
- 最高人民法院の新型コロナウイルス肺炎疫病まん延に係る民事案件の審理に関する指導意見の公布

弁護士コラム

- グルコン酸カルシウム販売業者の市場における支配的地位濫用行為に対する処罰案について
- OPPO およびシャープとの間の特許権侵害紛争にかかわる SEP ライセンシング問題

重要法令対訳

- 最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(序文及び第一章)(中日対訳)

金誠同達の五大業務分野、『商法』の卓越した法律事務所大賞を獲得

2020 年 4 月 8 日に、著名な法律メディア『商法』(China Business Law Journal, CBLJ)はその 2020 年度の卓越した法律事務所大賞のランキングリストを公表し、金誠同達は中国国内資本市場、中国国内 M&A、国際貿易、保険・再保険、およびエネルギー・天然資源の五大業務・業界の分野で、この特別な光栄をいただきました。

金誠同達の国際貿易業務は業界内で極めて先駆的な地位にあり、10 年間連続でチェンバース「国際貿易」

分野の第一位を保持しており、多くの弁護士が連続して数年にわたり当該分野の先駆的な弁護士に選ばれています。複雑に入り組んだ国際法律環境に臨まれるお客様をより適切に支援させていただくため、金誠同達は全事務所の専門的な力を寄せ集め、国際貨物売買、運輸、保険、融資決済などの国際貿易商事行為の全工程を網羅する法律サービス製品（国際貨物売買契約、輸出規制コンプライアンス、電子商取引・越境データコンプライアンス、税関事務、海事、国際貨物複合運送、国際保険、信用証・保証状争議、国外貿易サプライチェーン金融、アンチダンピング・補助金相殺保障措置調査、337 調査、WTO 紛争解決、国際製品品質責任、貿易関連国際知的財産権保護などの細分化された分野を含みますが、これらに限定されません。）を創出しています。金誠同達は国内外のお客様のために、国際貿易の全工程を網羅したハイエンドの法律サービスを提供することができます。

金誠同達 2020 年度第一回高級パートナー会議、円満に開催

2020 年 3 月 22 日に、金誠同達の 2020 年度第一回高級パートナー会議は、円滑に開催いたしました。今回の会議は金誠同達の新期の管理機構が招集した一回目の高級パートナー会議であり、その中で、張国棟弁護士は管理機構の主要な責任者の一人として、今回の会議における重要な役割を発揮しました。日本業務チームの趙雪巍弁護士と金英蘭弁護士を含む百名あまりの高級パートナーが会議に参加し、各項の議題を円満に完成しました。

引き続きコロナ禍の予防と抑制の有効な成果を維持し、これと同時に、インターネット時代における新型の会議形式の推進を模索するため、今回の会議はオンラインの方法を通じて開催されました。会議においては初めに、金誠同達の過去の業績に対する総括が行われました。過去三年間において、金誠同達の業績は着実に上昇しており、専門の法務担当者は千人近くに達しています。新設された杭州市と南京市の支所を通じ、総合的な実力は更に増強されました。東京事務所は正式に開業し、金誠同達の日本業務の更なる発展と強化を象徴しています。

コロナ禍の影響を受け、全世界の経済情勢は揺れ動いており、2020 年は必ずや特別かつ極めて重要な一年となります。金誠同達はお客様への奉仕と、利益の社会への還元を使命を堅持し、これまでどおり、お客様のために上質なサービスを提供して参ります。

「オンラインデータ安全標準体系構築ガイドライン」(意見募集稿)に対する意見募集

「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」等の法律と法規を遂行し、通信とインターネット業界のオンラインデータの安全保護能力を効率的に高めるため、工業情報化部は「オンラインデータ安全標準体系構築ガイドライン」(意見募集稿)(以下「ガイドライン」)を作成し、現在、公に意見を募集している。

「ガイドライン」においては次の旨が指摘されている。2021 年までに、中国においてはインターネットデータの安全標準体系が予備的に確立され、インターネットデータの安全管理要求が有効に実施され、業界インターネットデータの安全保護の必要性が基本的に満たされ、重点企業や重点分野における標準の応用が推進され、20 項目以上のインターネットデータの安全業界標準が研究・開発される予定である。2023 年までには、

インターネットデータの安全標準体系が整備され、標準的な技術水準・応用水準・国際化水準が顕著に向上し、業界インターネットデータの安全保護能力の向上が効果的に促進され、50 項目以上のインターネットデータの安全業界標準が研究・開発される。「ガイドライン」において述べられているインターネットデータの安全標準体系には、基礎的な共通性、核心技術、安全管理、および重点分野の四つの大きな種類の標準が含まれており、重点の配置が 5G、モバイルインターネット、自動車の情報化、モノのインターネット、インダストリアルインターネット、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーンなどの重点分野において行われている。

関連業者は 2020 年 5 月 9 日までに工業情報化部の公式ウェブサイトから「公示意見のフィードバック情報表」をダウンロードし、電子メール形式を通じて当該「ガイドライン」に対する意見を提出することができる。

(法規の原文: <http://www.miit.gov.cn/n1146295/n7281310/c7858148/content.html>)

『新エネルギー自動車の生産企業と製品の参入管理規定』の改正に関する 工業情報化部の決定』に対する意見の募集

中国の新エネルギー自動車産業の発展のニーズにより適応するため、工業情報化部は 2020 年 3 月 10 日まで、「新エネルギー自動車の生産企業と製品の参入管理規定」(工業情報化部令第 39 号)の改正案に対する意見を公に募集していた。「新エネルギー自動車の生産企業と製品の参入管理規定」に対する正式な改正を行うため、工業情報化部は先日、「『新エネルギー自動車の生産企業と製品の参入管理規定』の改正に関する決定(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を公布し、社会から意見を募集している。意見のフィードバックは 5 月 7 日までとされている。

「意見募集稿」においては主に、次のとおりの改正が行われている: 一、新エネルギー自動車生産企業の参入申請にかかわる「設計開発能力」という要求の削除。二、新エネルギー自動車生産企業の生産停止期間の 12 か月から 24 か月への調整。三、新エネルギー自動車生産企業の参入申請にかかわる移行期間臨時条項の削除。四、新設される純電気自動乗用車生産企業の「新設純電動乗用車企業管理規定」の同時充足義務条項の削除。

総じて述べれば、「新エネルギー自動車の生産企業と製品の参入管理規定」の改正は、新エネルギー自動車生産企業に更に大きな発展の余地をもたらし、企業の参入障壁をより一層引き下げている。特に、元の第五条と、「新エネルギー自動車生産企業参入審査要求」などの附属文書中の「設計開発能力」関連内容が削除されており、この改正は企業の新エネルギー自動車製造資格取得のための技術上の要件を大きく緩和し、新エネルギー自動車産業内の提携と分業のすう勢に適応しており、自動車グループ内およびグループ間における提携を促進し、設計開発と生産製造の分離を実現し、産業内の分業と産業チェーンの再度の整理・統合を加速することができる。これと同時に、製品設計能力と生産能力の分離も、複数の外資新エネルギー自動車企業の中国における定住と生産のための条件を創造し、新エネルギー自動車産業の開放を促進することができる。

自動車と関連業界の企業は、後続の動向に更なる注意を払うことができる。

(法規の原文: http://www.moj.gov.cn/government_public/content/2020-04/07/657_3245689.html)

上海における外資を利用する業務の更なる遂行に向けた 24 項の措置の公布

国務院が 2019 年 10 月 30 日に公布した「外資を利用する業務の更なる遂行に関する意見」に協力し、対外的な開放を更に拡大し、良好な投資環境を継続的に構築するため、上海市の人民政府は先日、「本市における『外資を利用する業務の更なる遂行に関する国務院の意見』の貫徹のための若干の措置」(以下「措置」)を通達し、2020 年 4 月 10 日から実施している。「措置」においては、国家の拡大開放政策の実施、外商投資促進業務の強化、投資利便化水準の向上、外商投資保護の強化などの四つの面、計 24 条が網羅されている。

具体的に見てみると、「措置」においては、国家の開放に向けた総体的な計画に基づき、最新版の全国と自由貿易試験区における外商投資参入ネガティブリスト制度の実施、金融業や新エネルギー自動車業などの分野における開放の加速的な推進、外商投資新開放分野の推奨、およびプロジェクトの率先的な実施の実現に向けた取組が言及されている。上海自由貿易試験区と臨港新片区における「1プロジェクト1議論」の方法に従った電信、科学研究、技術サービス、教育、衛生などの重点分野における更に大きな程度の開放の実現に向けた取組が支持される。

「措置」においてはさらに、全市の範囲における資本項目収入支払利便化試行の展開が触れられており、条件を満たしている企業が資本金、外債、中国国外上場資金などの資本項目収入を中国国内の支払に用いる際に、事前の項目ごとの真実性証明資料提供義務の免除が許可されている。外債登記管理の利便化が推進される。非投資性の外商投資企業の現行の外商投資参入ネガティブリスト制度の順守、および中国国内において投資するプロジェクトの真実性・法規準拠性を前提とした、法による資本金を用いた子会社の新設、中国国内のその他の企業の合併・買収などが許可される。外国籍の人材の賃金を用いた外貨購入利便化措置の実施が模索される。

「措置」の公布後に、上海市の各区においては、これに対応する実施細則が打ち出される可能性があり、上海市に出先機関を設立している企業が引き続き更なる注意を払うようお勧めする。

(法規の原文: <http://www.sh.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw10800/nw42944/nw48506/u26aw64672.html>)

新たに改正された「薬品登録管理弁法」と「薬品生産監督管理弁法」、7月より施行

3 月 30 日に、市場監管総局は「総局 27 号令」をもって「薬品登録管理弁法」を公布し、「28 号令」をもって「薬品生産監督管理弁法」を公布した。二つの行政的法律規范文書は 2020 年 7 月 1 日から正式に施行される。

改正された主要内容には、次のものが含まれている:一つ目は、薬品上市許可所有者制度の全面的な実施である。申請者が相応の責任を負担することができる企業または薬品研究・開発機構などである旨が明

確にされ、薬品品質保証体系の確立、薬品の全ライフサイクルに対する管理の実施、上市後の研究の展開、および上市薬品の安全かつ有効な品質責任の負担が要求されている。二つ目は、審査・評定・許認可業務工程の改善である。画期的な治療薬物、条件付きの許認可、優先的な審査・評定・許認可、および特別な許認可という四つの特急経路が設けられ、審査・評定の期間が明確にされ、薬品登録の効率と登録期間の予期可能性が引き上げられている。リスク管理の原則に従い、変更に対する分類管理が実行される。三つ目は、全ライフサイクル管理要求の実施である。薬品の研究・開発・登録・上市後の監督・管理が強化される。薬物非臨床研究機構と薬物臨床試験機構に対する監督・管理や、薬品安全信用公文書の関連要求などが増加されている。社会の共同監督が積極的に推進され、審査・評定の結論と根拠の公開と、社会からの監督の受入れが要求されている。四つ目は、責任追及の強化である。処罰の状況が細分化され、データのねつ造などの違法・規則違反行為が厳重に取り締まられ、革新のための良好な環境が構築・奨励される。

総じて述べれば、二つの行政的法律規範文書の改正においては、臨床面に至急入用な不足薬、児童用薬、希少病用薬、重大伝染病用薬、疾病の予防・抑制に至急入用なワクチン、革新的なワクチンなどが、特急上市登録の範囲に明確に組み入れられ、これと同時に、薬品生産上の継続的なコンプライアンスに対しても、更なる明確な要求が提示されており、薬品品質安全リスクの制御が強化され、薬品の監督・管理が規範化・強化されている。将来的には、国家薬監局は関連の政策文書を制定・公布する。製薬等関連業界の企業が引き続き注意を払うようお勧めする。

(法規の原文：<http://www.nmpa.gov.cn/WS04/CL2077/376150.html>「薬品登録管理弁法」
<http://www.nmpa.gov.cn/WS04/CL2077/376152.html>「薬品生産監督管理弁法」)

最高人民法院の新型コロナウイルス肺炎疫病まん延に係る民事案件の審理に関する指導意見の公布

4月20日に、最高人民法院は「新型コロナウイルス肺炎疫病まん延に係る民事案件の法による適切な審理の若干の問題に関する指導意見(一)」(以下「意見」)を通達した。

「意見」においては主に、新型コロナウイルス肺炎疫病の影響を受けた契約紛争の処理方法に対し、新たな規定が行われている。意見においては、不可抗力規則を法により正確に適用し、適用条件を厳格に把握する必要がある旨が明確にされている。当事者は不可抗力の一部または全部の免責の適用を請求するときは、不可抗力により直接もたらされた民事上の義務の一部または全部の履行不能の事実につき、挙証責任を負担すべきとされている。当事者は契約の履行不能または損失の拡大に対し、責めに帰すことのできる事由のあるときは、法により相応の責任を負担すべきとされている。コロナ禍またはコロナ禍予防・抑制措置により、ただ契約の履行の困難性のみがもたらされたときは、当事者は改めて協議することができ、引き続き履行することができるときは、裁判所は調停業務を事実即して強化し、当事者の継続的な履行を積極的に誘導すべきとされている。当事者が契約履行の困難性を理由として契約の解除を請求したときは、裁判所はこれを支持しない。継続的な契約の履行が一方の当事者に対して明らかに不公平であり、当該当事者が契約の履行期間、履行方法、価額金額などの変更を請求したときは、裁判所は案件の実状を勘案し、これを支持するか否かを決定すべきとされている。契約の法による変更後に、当事者が依然として一部または全部の免責を請求したときは、裁判所はこれを支持しない。コロナ禍またはコロナ禍予防・抑制措置により、契約の目的を実現することができなくなり、当事者が契約の解除を請求するときは、裁判所はこれを支持すべきとされている。

これと同時に、「意見」においてはさらに、「労働法」と「労働契約法」の関連規定を正確に適用する必要があるという旨が強調されている。使用者がただ単に、労働者が新型コロナウイルス肺炎に罹患したものと診断された患者、新型コロナウイルス肺炎に罹患した疑いのある患者、無症状の感染者、もしくは法により隔離されている者であり、または労働者がコロナ禍が相対的に深刻な地区から来たことを理由とし、労働関係の解除を請求したときは、裁判所はこれを支持しない。

このほかにも、「意見」においてはさらに、懲罰性賠償の適用、訴訟時効の中断、訴訟期間の延長、司法上の救済力の強化、保全措置の柔軟な採択などの内容につき、規定が行われている。

新型コロナウイルス肺炎疫病まん延期間において、各級裁判所は「意見」を参照して裁判の尺度を統一化するものと予見することができる。「意見」そのものが契約の履行や、労働関係などの企業の日常的な経営の各方面にかかわっているため、中国で業務を展開している各企業はいずれもこれに対し、引き続き関心を払うようお勧めする。

(法規の原文：<http://cicc.court.gov.cn/html/1/218/62/84/1571.html>)

グルコン酸カルシウム販売業者の市場における支配的地位濫用行為に対する処罰案について

作者：李太陽

2020年4月14日に、国家市場監督管理総局(SAMR)は、山東康恵医薬有限公司(以下「康恵公司」という。)、濰坊普云恵医薬有限公司(以下「普云恵公司」という。)、および濰坊太陽神医薬有限公司(以下「太陽神公司」という。))という3社のグルコン酸カルシウム(Calcium Gluconate)原料薬の販売会社の市場における支配的地位の濫用行為に対し、行政処罰の決定(国市監処[2020]8号)を公布し、当該3社を併せて3.255億元の罰金及び違法所得没収に処しました。本件においては、当該3社が買い切り、大量購入、生産業者の対外販売に対する制限などの方法でグルコン酸カルシウム原材料薬販売市場の90%ほどの市場シェアをコントロールしており、市場における支配的な地位を濫用し、不公平な高価で製品を販売したり、不合理な取引条件を押し付けていたということです。また、本件の調査において、康恵公司、普云恵公司および関連従業員13人が、調査行為を拒否し、妨害したことに対しては、SAMRは別途行政処罰(国市監処[2020]20号～国市監処[2020]35号)を行い、併せて253万元の罰金を課しました。

従来でも、中国の原料薬業界においては、一連の独占禁止法違反案件は摘発されてきました。それらの従来の案件に比べますと、本件は下記の点に留意する必要があるかと思われます。

1)、市場における支配的地位の濫用行為に対する分析の枠組みの確定化

本件においては、SAMRはまず初めに、中国の注射用グルコン酸カルシウム原料薬の販売市場を関連市場として画定しました。その次に、SAMRはその調査に基づき、2015年8月から2017年12月までの間に、当事者が買い切り、大量購入、生産業者の対外販売に対する制限などの方法により、中国における注射用グルコン酸カルシウム原料薬の販売市場をコントロールしていたため、支配的地位の具備を確認しました。そ

の後、SAMR は当事者が市場における支配的地位を濫用し、不公平な高価で製品を販売し、不合理な条件の押付行為を実施して、グルコン酸カルシウム注射剤のメーカーと患者の利益を侵害していたと認定しました。

上記の分析の筋道から見ますと、中国の独占禁止法執行機構は、市場における支配的地位の濫用行為の分析にあたって、主に下記の 4 つのステップに分けると考えられます。すなわち、①関連市場の画定、②関連市場における事業者の支配的地位の有無に対する認定、③市場における支配的地位を有する事業者の濫用行為の有無に対する認定、および④濫用行為により生じる競争の排除または制限の効果の有無に対する分析です。

2)、関連製品市場の画定時における細分化の傾向

本件においては、関連製品市場は中国の注射用グルコン酸カルシウム原料薬の販売市場に画定されていました。SAMR の公告によりますと、製品の品質および用途に基づいて、グルコン酸カルシウム原料薬は、注射用と経口用との 2 等級に分けられています。生産の面から見ますと、2 等級のグルコン酸カルシウム原料薬は同じ反応炉の中で生産されますが、注射用グルコン酸カルシウム原料薬は経口用と比べればより厳しい品質標準要求があり、SAMR はこれをもとに、注射用グルコン酸カルシウム原料薬が、経口用グルコン酸カルシウム原料薬との間では、緊密な代替関係を有しておらず、それぞれが異なる関連市場に属していると認定しました。SAMR が本件関連製品市場を注射用グルコン酸カルシウム原料薬という細分化された市場に画定していましたので、当事者が高い市場シェアを有することになり、これは当事者が市場における支配的地位を有していたと認定されるにあたって、重要な根拠になりました。

3)、原料業界の市場における独占行為の類型化

本件の濫用行為は主に、買い切り(例えば、当事者とグルコン酸カルシウム原料薬メーカーとの間の買い切り協議と取り決め)、強制買戻し(例えば、当事者が川下の製剤メーカーをして、グルコン酸カルシウム注射剤を、当該当事者またはその指定する会社に売らせること)などにかかわっています。

本件及び原料薬業界の従来の一部の独占禁止法関連案件(例えば、塩酸プロメタジン原料薬企業の市場における支配的地位の濫用案件(2011 年)、レセルピン化合物原料薬企業の市場における支配的地位の濫用案件(2011 年)、イソニアジド原料薬企業の市場における支配的地位の濫用案件(2017 年)、サリチル酸メチル原料薬企業の市場における支配的地位の濫用案件(2017 年)、氷酢酸原料薬企業の独占協定案件(2018 年)、マレイン酸クロルフェニラミン原料薬企業の市場における支配的地位の濫用案件(2018 年)など)から見ますと、原料業界における独占行為には、一定の類型化が進んできました。例えば、その中には、共謀による価格のつり上げ、生産数量の低減による価格のつり上げ、買い切りまたは買い占め、強制買戻しなどが含まれています。

4)、処罰の厳格化および違法収入所得没収の運用の拡大化

本件においては、各当事者は違法所得が没収されただけではなく、ほかにも、独占行為における各当事者の果たした機能に基づき、それぞれの売上高の一定の比率に従って罰金に処せられました。例えば、康恵公同社は独占行為の実施中に主導的な役割を担っていたので、同社の 2018 年度の売上高の 10%(法定の最高処罰水準)に当たる罰金を課され、普雲恵公同社は副次的な役割を担っていたので、同社の 2018 年度の売上

高の 9%に当たる罰金を課され、太陽神公司是補充的な役割を担っていたので、同社の 2018 年度の売上高の 7%に当たる罰金を課されました。

従来では、中国の独占禁止法執行機構は違法所得の没収という処罰の運用について慎重な態度をとっていましたが、近年では、当該処罰の運用は拡大化している傾向があるとみられます。これにつきましても、留意しておいていただく必要があります。また、当事者の 3 社への罰金の売上高に占める比率も、高めに見えます。これは当事者が SAMR の調査を拒否し、妨害をしたことにつながっていた可能性が高かったかと思われます。

SAMR の公告によりますと、本件の調査過程中において、康恵公司、普雲恵および関連の従業員は、調査を拒否し、妨害したため、SAMR から別途併せて 253 万元の行政処罰が課されました。一般的には、独占禁止法執行機構が調査に着手する場合には、既に一定の証拠を把握している旨を表明するのが基本と思われます。よって、企業としては、関連の法的責任と罰金を最大限に低減するため、調査を妨害または拒否することではなく、法に従って対応または協力することが勧められています。

5)、医薬業界での独占禁止法に対する規制の長期化

医薬業界の重要性と社会的影響力のため、同業界は一貫して中国の独占禁止法執行機構が注意を払っている重要業界の一つと思われます。中国の元の独占禁止法の執行機構の一つであった国家発展改革委員会は、「不足薬品と原料薬を扱う経営者の価格決定行為ガイドライン」を公布したほか、かつ、「原料薬市場における独占行為の特徴と対応の提案に関するレポート」を作成し、原料薬市場での独占行為の特徴、頻発の原因および対策の提案を検討してきたそうです。中国独占禁止法執行機構は同業界における一連の案件を通じて経験を積んできており、よって、医薬業者としては、日々の経営において経営行為のコンプライアンスを確保し、独占禁止法に違反することにより生じる甚大なリスクを最大限に低減する必要があると思われます。

OPPO およびシャープとの間の特許権侵害紛争にかかわる SEP ライセンシング問題

作者：李太陽

報道によりますと、中国の携帯メーカーである OPPO は、シャープが標準必須特許 (SEP) のライセンスングにおいて FRAND 原則に違反した等の理由をもって、中国の深セン市などにおいて、シャープを相手取った訴訟を提起したとのことです。その背景としては、2020 年 1 月末以降、シャープは、特許権侵害を理由とし、OPPO を相手取って日本国の東京都、中国の台湾省、ドイツのミュンヘンなどにおいて、訴訟を提起してきた模様です。一方、上記の各訴訟の結果は、各裁判所がこれから下す最終判断の状況に従うものと思われます。以下におきましては、本件紛争にかかわる SEP のライセンスングに関する FRAND 原則および独占禁止法問題について、簡単に説明いたします。

1、 SEP および FRAND 原則について

「標準必須特許」(standard essential patent. 以下「SEP」という。)とは、ある技術標準規格の実施に不可欠な特許であるとされます。FRAND 原則(又は FRAND 宣言)とは、公平性・合理性・非差別性(fair, reasonable and non-discriminatory. 以下「FRAND」という。)のことであり、同原則が SEP のライセンスの基本方針であると認められます。

元々、特許権は独占性という性質を持っていますが、標準としては、技術をできるだけ広く普及させようとしていますので、両者の間では、しばしば衝突関係が生まれます。こうした衝突関係を解消するため、標準化団体(standard setting organization. 以下「SSO」という。)は、SEP に関する知的財産権の方針(IPR ポリシー)の中で、SEP のライセンスが「FRAND」となるような方針の整備に努めてきました。例えば、中国国家標準化管理委員会と国家知識産権局の公布した「特許に係る国家標準に関する管理規定(暫定)」では、国家基準の策定中の IPR ポリシーなどが明確にされています。

しかし、SSO が FRAND 原則の詳細(ライセンス条件、ライセンス料の確定など)を明確にしておらず、明確な実施細則と判断基準が欠如しており、かつ SEP 権者と実施者の利益が相反していますので、実務上、紛争になりやすいです。特に、ICT 技術の発達とスマートフォンの急速な普及に伴い、SEP をめぐる特許紛争は急増してきました。

一般的には、特許権侵害があれば、特許権者は原則として、特許権侵害行為について、差止請求権を行使することができます。しかし、特許権者が SSO に対し、FRAND 条件の下でのライセンス供与を誓約した場合において、特に、実施者が FRAND 条件の下で誠実にライセンスを受ける意思を有していたときには、FRAND 原則の厳守を宣言した SEP 保有者が行う差止請求権の行使は、この宣言により制限されていることも事実です。詳しく述べますと、特許権者が宣言のように行動しなかった場合には、特許権者は同宣言を違反したこととなり、これにより、特許権の行使が制限されます。このほか、特許権者が SEP をもっていることで、関連市場において支配的な地位を有しているものと認められることが想定できますので、SEP 権者は高すぎるライセンス料を強要したり、不合理なライセンス条件を押し付けた場合には、支配的な地位を濫用しているものと認定され、独占禁止法違反となりえます。例えば、中国においては、Huawei と InterDigital との間の SEP ライセンス料紛争案や、市場における支配的地位の濫用紛争案(2013 年)などが挙げられます。

2、 FRAND 原則に関する中国の関連規定の概要

最初、「朝陽興諾公司事件」においては、最高人民法院は2008年に建設関連の業界標準に関するSEPの実施につき、関連の指針(〈2008〉民三地字第4号)を示しました。その規定によりますと、「特許権者は、標準の制定に参加し、又はその同意を経て、自らの特許を国家、業界又は地方の標準へ組み込んだときは、他者が標準を実施する際に、その特許の実施を許可しているものとみなされ、他者の関連実施行為は、特許法第11条に定められている特許権の侵害行為にはあたらない」とされています。これと同時に、ライセンス料については、「特許権者は、実施者に対し、一定の使用料の支払を要求することはできる。ただし、その金額は、通常のライセンス料よりも明らかに低い額を設定しなければならない」とされています。その後、最高人民法院

院が公布した「特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(二)」(法釈[2016]1号)でも、SEPに関連する条文が規定されています。

そのほかにも、北京市や広東省などの一部の地方の裁判所(中国語:「人民法院」)も、SEP紛争関連の案件審理の手引を公布しました。特に、HuaweiとInterDigitalとの間のSEPライセンス料紛争案の最終審の裁判所である広東省高級人民法院の公布した「SEP紛争案件審理の手引」(中国語:「広東省高級人民法院關於審理標準必要專利糾紛案件的工作指引(試行)」(2018年4月27日)の中では、SEPとFRAND原則の運用の詳細が定められており、関心を集めています。

広東省高級人民法院の手引では、SEP紛争の審理にあたっての基本的な問題、SEPの実施差止めの民事責任問題、SEPライセンス料の確定問題、およびSEP関連の独占禁止紛争問題について、比較的に全面的な規定が行われています。同手引は主に通信業界に向けられたものですが、他の業界にも、参照して適用することができるかとされています(32条)。

同手引によりますと、SEP紛争案件の審理に際しては、SEP権者からのFRAND宣言を根拠とし、SEPの権利者と実施者が、SEPに関する行為を行う際に、信義則を順守しているかを重点として審査するとされています(2条)。また、SEP案件の審理においては、業界の特徴と商業上の慣習も考慮に入れるべきであり、SSOのIPポリシーを審理の根拠とすることができるとされています(6条、7条)。

SEP実施差止めの民事責任問題につきましては、広東省高級人民法院の手引において、権利侵害を訴えられた製品のSEP権利範囲内への所属確定を前提とし、SEP権者のSEP実施差止請求提起の可否については、FRAND原則と関連の商業慣習に基づき、SEP権者と実施者の主観的な過失に対する判断を行い、これをもってSEPの実施差止請求を支持するか否かを決定する必要があるという旨がされています(10条)。具体的に申し上げますと、商業上の慣習に従って各当事者の主観的な過失を判定する際には、その審査内容には、(1)当事者間の交渉の全過程、(2)各当事者の交渉の時間・方法・内容、(3)交渉が中断し、またはこう着状態に陥った原因、および(4)その他の経緯が含まれます(11条)。SEP権者のFRAND宣言要求への適合性の是非、および実施者の過失の有無を総合的に考慮し、具体的な状況に従ってSEP権者の差止請求を支持するか否かが、それぞれ決定されます(11条)。この手引ではさらに、SEP権者と実施者の顕著な過失の存在状況に対し、具体的な列举がそれぞれ行われています(13条、14条)。最高人民法院の公布した「特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(二)」第24条でも、類似の旨が定められています。

SEPの独占紛争案件審理の問題につきましては、この手引において、中国の独占禁止法の基本的な分析の枠組みを順守し、かつ、SEPの特徴を十分に考慮した上で、SEP権者の市場における支配的な地位の存否、及び関連行為の市場競争に対する影響を具体的に分析すべきであるという旨が規定されています(25条)。手引の規定によりますと、SEP権者のFRAND宣言への違反、またはSEPの実施差止請求行為そのものは、必ずしも市場における支配的な地位の濫用を構成するわけではなく、さらに、SEPの正当な理由の有無、実施

者が善意の実施者であったか否かなどの状況に基づき、具体的な分析を行う必要があります(28、29条)。SEP権者が市場における支配的な地位を濫用し、不公平な高価をもってライセンスを行っていたのか否か、ライセンスの取引形式が抱合せ販売に属していたか否かなどを判断し、それが合理性と必要性を有していたのか、関連行為による競争の排除・制限の結果がもたらされたのか否かなどを審査する必要があります(30、31条)。これらの内容は元の国家工商行政管理総局(現国家市場監督管理総局<SAMR>)の「工商行政管理機関の知的財産濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」第13条や、関連の知的財産権の行使に対する独占禁止法運用ガイドラインの意見募集案などでも、類似の定めがなされています。

SEPのライセンス料確定の問題につきましては、広東省高級人民法院の手引において、SEP権者と実施者が既に十分に協議しており、しかし、なおもライセンス料について合意に達することができないときは、法により訴訟を提起することができるという旨が明確にされています(15条)。たとえ案件審理の過程にあったとしても、SEP権者と実施者が、継続的な交渉協議のために一定期間の保留にいずれも同意した場合には、暫時的に訴訟を中止することができます(17条)。SEPライセンス料の確定に当たっては、(1)比較可能性を有するライセンス契約書の参照、(2)係争中のSEPの市場価値の分析、(3)比較可能性を有するパテントプール中のライセンス情報の参照、および(4)他の方法(18条、20～24条)を参考にすることができます。これと同時に、この手引ではさらに、SEPのライセンス料をめぐる紛争案件の審理において、仮に相手方がSEPのライセンス料を確定するキーエビデンスを所有している旨を証明する証拠を当事者が持っている場合には、相手方への提供命令を裁判所に請求することができるという旨が規定されています。仮に相手方に提供を拒絶するに当たっての正当な理由がない場合には、当該当事者の主張するライセンス料と提供する証拠を参考にし、裁判を行うことができます(19条)。

上記の手引の内容は、広東省高級人民法院がHuaweiとInterDigitalとの間のSEPライセンス料紛争案と、同両社間の市場における支配的地位の濫用紛争案(2013年)の終審判決に対して示した考え方を反映したものであると思われます。この手引は、広東省高級人民法院の公布したのですが、HuaweiとInterDigitalとの間のSEPライセンス料紛争案(2013年)の終審判決は、2013年度中国IP判決のトップ10にランクインしていますので、その考え方は最高人民法院にも認められているかと推測されます。よって、この手引の内容は他のSEP紛争案件にとっても重要な参考になりうると考えられます。

3、まとめ

上記の内容から見ますと、本件OPPOの訴訟において、法律上の根拠の有無(すなわち、シャープがSEPのFRAND原則に違反していたかどうか、更に、シャープの行為が市場における支配的な地位の濫用に該当していたかどうか、など)は、最終的には裁判所の判断に従う必要がありますが、過去の実務から見ますと、対象特許のSEPへの該当性や、対象特許のライセンスに関する双方の交渉のプロセスと状況などに基づき、さらに判断すべきと思われます。広東省高級人民法院の手引を参照し、たとえSEPの特許権者がFRAND原則に違反していたとしても、必ずしもそれが市場における支配的な地位の濫用に該当するわけではなく、関連行為の独占禁止法の規制対象への該当性は、独占禁止法の規定と案件の具体的な状況に基づいて審査し、

当該行為に市場競争の排除・制限の効果があつたか否かを判断すべきとされています。本件訴訟の今後の進捗について、さらに留意する必要があると思われます。

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務會議要綱」(第二章)(中日対訳)

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務會議要綱」(法[2019]254 号)は、中国における民事と商事の司法実務の全般にわたる主な法律の適用問題に対する最高人民法院の意見を反映しており、中国本土のすべての裁判所の案件の審判を指導するための重要なものです。同要綱は十二章もあり、内容が多いため、数回に分けて翻訳させていただきます。

今回は、「全国裁判所民商事審判業務會議要綱」の第 2 章の中日対訳を作成いたしましたので、詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>